

開館時間内の課外活動の開始・再開について（第9報）

学生支援センター長 岩永 靖

熊本県に発令されていた「まん延防止等重点措置」は3月21日をもって解除されましたが、その後感染状況は増加の兆しもみられ、感染力の強いオミクロン株 BA.2 も確認されていることから、引き続き十分な感染防止対策を講じて、鋭意感染予防に努める必要があります。

については、新年度に入り対面授業も再開になったことを踏まえ、感染防止対策の徹底を図った上で、許可制により開館時間内の課外活動の開始・再開を認めます。

活動開始・再開を希望する団体においては、別紙の「課外活動計画書」を学生支援課に提出してください。総合的に判断をして、活動の可否をお知らせします。

当面の間は、許可制によって活動の可否を決定しますが、今後の状況によっては変更することがあります。

また、活動の許可を受けた団体においては、[「新型コロナウイルス感染防止に伴う『学生生活にかかる行動指針』の更新について（第14報）」](#)を踏まえた上で、以下の内容について遵守することとします。

記

【活動時間】

屋内・屋外にかかわらず、学内施設の開館時間内とします。

【人数】

授業方針に従い、当面の間、屋内においては「活動場所での容積比 50%」とし、容積の大きい「体育館」「1406 教室」「4301 教室」「学院食堂」においては、50 人未満とします。

また、屋外においては、活動場所において 3 密が回避できる人数で、50 人未満とします。

(ただし、対外試合等で主催者による十分な感染防止対策が講じられている場合は、この限りではない)

【厳守事項】

- ① 活動日ごとの活動記録を作成し、提出できるようにファイリングしておくこと。
- ② 接触確認アプリ「COCOA」の使用を推進すること。
- ③ 本学以外の学生との活動は、十分な感染防止対策を講じた上で行うこと。
- ④ 感染防止対策が徹底されていない場所や環境での会議・話し合い及び休憩は禁止とします。
- ⑤ 3 密となる活動・感染防止対策が徹底されていない活動は禁止とします。
- ⑥ 飲食を伴う歓迎会・送別会・会合等の実施は、当面の間禁止とします。
- ⑦ 他団体との練習及び試合は、別途に「感染防止対策を講じた活動計画書」を提出してもらい判断します。

(ただし、主催者による十分な感染防止対策が講じられている場合は、この限りではない)

- ⑧ 宿泊を伴う活動は、当面の間禁止とします。

(ただし、対外試合等で主催者による十分な感染防止対策が講じられている場合は、この限りではない)

- ⑨ 自家用車等による学生相互の乗合での移動は、3 密を回避し、マスクのない状態での会話のないようにすること。また、移動手段利用中の飲食は極力控え、やむを得ない場合は速やかにマスクを着用すること。

- ⑩ 県外・県内を問わず、移動を伴う活動については、移動時を含めた十分な感染防止対策を講じるこ

と。

- ⑪ 部室等では3密及び長時間の滞在を避け、更衣や道具の運搬等は短時間で行うこと。
- ⑫ 共用の道具等を使用・作製する場合は、十分な感染防止対策を講じること。
- ⑬ 体調不良の場合は、活動参加を取り止めること。
- ⑭ 本学ホームページ及び Active Academy に掲載している内容を随時確認すること。

これらの内容は、みなさん自身が感染しないように設けているとともに、みなさんの周りの人々を守るためのものですので、徹底をお願いします。

不明な点がありましたら、学生支援課に相談してください。

- ・ [課外活動計画書（12月6日以降：最新版）（新様式.docx）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染防止に伴う「学生生活にかかる行動指針」の更新について（第14報）](#)

問合せ：学生支援課 096-341-1168